

2025 年度

小倉一春大学院教育(国際看護)奨学金

募集要項



生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

日本看護協会は、国際看護に関する実践、あるいは教育研究を通して看護の実践及び国際社会に貢献できる人材を支援するため、看護系大学大学院において国際看護を専攻している方に対し奨学金（学費及び生計費）を給付いたします。

■本奨学金について

本奨学金は、故小倉一春氏の遺志を継承し奨学金事業を行ってきた公益財団法人国際看護交流協会の解散に伴い、本会が奨学金事業の継承および残余財産を譲り受け創設しました。

■小倉一春氏（昭和5年～平成20年）

保健・医療・看護は国籍や人種の別なく全人類の共通の課題であるとの考え方を基本に昭和43年、国際看護交流協会を設立。開発途上国の看護職の技能・技術の向上等のため、交流会や研修を通じて看護の国際協力に尽力される。

1. 応募資格

次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- 1) 保助看法による保健師・助産師又は看護師の免許を有し、心身ともに健全なこと
- 2) 看護系大学大学院において国際看護を専攻していること
- 3) 国際看護に関する教育研究あるいは臨床を通して看護の実践に貢献できること
- 4) 日本国籍がない場合、在留資格が「法定特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかであること

2. 奨学金の給付額

一人あたり60万円を一括交付します。

※本奨学金は給付型です。ただし、給付奨学生の身分を喪失した場合には、返還を要します。詳しくは、「小倉一春大学院教育（国際看護）奨学金給付規程」（以下「規程」という。）を参照ください。

3. 給付奨学生採用数

2025年度は若干名を募集します。

4. 応募方法

下記書類一式を揃え、必ず郵送にて奨学金事務局（小倉一春大学院教育（国際看護）奨学金担当）に直接申込みください。

- 1) 様式1 願書・履歴書
- 2) 様式2 出願理由書
- 3) 様式3 研究計画書
- 4) 様式4 連帯保証人誓約書
 - ・ 応募者・連帯保証人連署
 - ・ 応募者及び連帯保証人ともに印鑑登録している実印を使用
- 5) 様式5 出願者推薦書
 - ・ 推薦者は、大学院の指導教員とする
 - ・ 推薦者が記入、署名・捺印したもの
 - ・ 推薦者が封印したもの(厳守)
- 6) 在学証明書
- 7) 看護に関する所有免許証の写し
 - 保健師・助産師・看護師免許証のいずれか
- 8) 住民票（該当者のみ）
 - 日本国籍がない場合、在留資格の記載されている証明書を提出すること

※提出書類は黒のボールペン、万年筆、油性のペンのいずれかで記入してください。（フリクションボールペン、鉛筆等の消える可能性のあるものは不可）

※封筒に「応募書類在中」と記載してください。

※応募書類は返却いたしません。

5. 応募書類受付期間

2025 年 4 月 1 日(火)～ 4 月 25 日(金) ※必着

6. 連帯保証人の要件

連帯保証人は、次のすべての要件を備える者とします。また、給付奨学生本人が規程第 15 条の給付奨学生の身分を喪失し、奨学金の返還ができない場合は本人に代わって連帯保証人が返還の責任を負います。

- 1) 一定の職業を持ち、安定した収入を得ていること
- 2) 他の奨学生の連帯保証人となっていないこと
- 3) 国内に住所を有すること
- 4) 奨学生との連絡が確保されていること

7. 奨学金の給付決定

申込期日までに到着した願書・履歴書等、応募書類に基づき厳正に審査し、決定します。結果は、決定通知書により 2025 年 9 月上旬に連絡します。

8. 給付決定後の提出書類

奨学金の給付決定後、直ちに奨学金事務局（小倉一春大学院教育（国際看護）奨学金担当）に提出してください。

- 1) 様式 6 銀行口座通知票
- 2) 様式 17 小倉一春大学院教育（国際看護）奨学金給付奨学生 誓約書

9. 交付後の提出書類

奨学金の交付後、直ちに奨学金事務局（小倉一春大学院教育（国際看護）奨学金担当）に提出してください。

- 1) 様式 7 受領書
- 2) 印鑑登録証明書

給付奨学生及び連帯保証人ともに、誓約書に捺印した実印の印鑑登録証明書を提出すること。

海外在住の方で印鑑登録が困難な方は、奨学金事務局にご相談ください。

- 3) 成果公表の可否について

10. 奨学金の辞退

給付奨学生は、辞退届の提出により奨学金給付の辞退を申し出ることができます。

11. 各種手続き

1) 変更等

給付奨学生は、給付奨学生又は連帯保証人が、本会に届け出ている内容に変更が生じたときは、速やかに「変更届」または「交替届」を提出してください。

・氏名・住所等の変更があったとき 様式8 変更届

・連帯保証人が交替したとき 様式9 交替届

新しい連帯保証人と連署した誓約書を併せて提出すること

2) 異動等

給付奨学生は、本会に届け出ている内容に異動が生じたときは、「異動届」を提出してください。

様式10 異動届

・修了予定年月を変更したとき

・転学又は退学したとき

・専攻等を変更したとき

・修学を長期にわたって中断や再開したとき

・停学その他の処分を受けたとき

・その他重要な事由があるとき(例：研究テーマ、研究内容の変更)

12. 課程修了後の報告

給付奨学生は、課程修了後の指定する期日までに修了証明書、研究レポートを奨学金事務局（小倉一春大学院教育（国際看護）奨学金担当）に提出してください。

また、課程修了後に就職したときは、在職を証明する書類を提出してください。

13. 給付奨学生の身分の喪失

給付奨学生は次の各号の一に該当するときには、給付奨学生の身分を喪失します。

- 1) 小倉一春大学院教育（国際看護）奨学金給付規程第3条に定める給付奨学生の資格を喪失したとき
- 2) 精神又は身体の障害により、修学の継続ができないとき
- 3) 奨学金の給付を辞退したとき
- 4) 転籍、転学又は退学により国際看護を専攻しなくなったとき
- 5) 修了できなかったとき
- 6) 死亡したとき
- 7) 偽りの申請その他不正な手段によって給付を受けたとき
- 8) その他給付奨学生として適当でないと本会が認めたとき

14. 成果公表について

給付生及び看護職へ本奨学金による研究の成果を共有する機会を設けることを目的に、日本看護協会の公式ホームページでの成果公表をしております。詳細は決定通知にてお知らせいたします。

15. よくあるご質問

- 1) 他の奨学金の申請をしています。応募できますか？
 - 応募できます。願書・履歴書の所定欄へ記載してください。
- 2) 大学院修士課程で本奨学金の給付を受けました。博士課程に進学が決まりましたので再度応募することはできますか？
 - 一度給付を受けた方は、応募することはできません。
- 3) 奨学金の給付を受けましたが、修了できなくなりました。奨学金を返還する必要がありますか？
 - 給付奨学生の身分の喪失にあたりますので、返還の必要が生じます。異動届を奨学金事務局（小倉一春大学院教育（国際看護）奨学金担当）に提出してください。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本看護協会(以下「本会」という。)が給付する小倉一春大学院教育(国際看護)奨学金に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金及び給付奨学生)

第2条 この規程において奨学金とは、本会が次条に定める資格を有する者に学資及び生計費として給付するものをいい、奨学金の給付を受ける者を給付奨学生という。

(給付奨学生の資格)

第3条 給付奨学生は、日本国民であって保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)による保健師、助産師又は看護師の免許を有する心身ともに健全な者で、次の各号の全てに該当しなければならない。

- (1)看護系大学大学院において国際看護を専攻している者
- (2)国際看護に関する教育研究あるいは臨床を通して看護の実践に貢献できる者
- 2 日本国籍がない場合、在留資格が「法定特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」のいずれかであること。

(奨学金の給付額)

第4条 奨学金の給付額は、一人あたり60万円とする。
2 奨学金は、原則として返還を要しないものとする。

第2章 給付奨学生の決定及び奨学金の交付

(募集)

第5条 給付奨学生の募集は、公に行うものとする。

(願書の提出)

第6条 給付奨学金希望者は、願書・履歴書に必要書類を添えて本会に提出しなければならない。
2 必要書類は、別途募集要項に定める。

(給付奨学生の決定)

第7条 本会は、申込期日までに到着した願書・履歴書等により給付奨学生を決定し、給付奨学金希望者に通知する。
2 給付奨学生の決定に必要な事項は、会長が別途募集要項に定める。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は、一括で交付する。

(奨学金受領書の提出)

第9条 奨学金の交付を受けた給付奨学生は、直ちに奨学金受領書を本会に提出しなければならない。

(給付奨学生の義務)

第10条 給付奨学生は、奨学金交付式に出席をしなければならない。ただし、やむを得ない事情が生じたときには、欠席を認めることがある。
2 給付奨学生は、課程修了後の指定する期日までに修了証明書、研究レポート等を本会に提出しなければならない。
3 給付奨学生は、課程修了後に就職した場合、本会の求めに応じて、在職を証明する書類を本会に提出しなければならない。

(奨学金の辞退)

第11条 給付奨学生は、奨学金の給付を辞退するときは、奨学金辞退届を本会に提出しなければならない。

(変更の届出)

第12条 給付奨学生は、給付奨学生又は連帯保証人の氏名又は住所等に変更があったときは、直ちに本会に届け出

なければならない。

(死亡の届出)

第13条 給付奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は死亡診断書を添えて給付奨学生死亡届を遅滞なく本会へ提出しなければならない。

(異動の届出)

第14条 給付奨学生が、次条各号(第6号を除く。)の一に該当し、又は該当するおそれがある場合には、異動届を本会へ提出しなければならない。

(給付奨学生の身分の喪失)

第15条 給付奨学生が次の各号の一に該当するときは、給付奨学生の身分を喪失する。

- (1)第3条に定める給付奨学生の資格を喪失したとき
- (2)修学の継続ができないとき
- (3)奨学金の給付を辞退したとき
- (4)転籍、転学又は退学により国際看護を専攻しなくなったとき
- (5)修了できなかったとき
- (6)死亡したとき
- (7)偽りの申請その他不正な手段によって給付を受けたとき
- (8)その他給付奨学生として適当でないと本会が認めたとき

(奨学金の返還)

第16条 本会は、給付奨学生が前条各号(第6号を除く。)の一に該当すると認めたときは、給付した奨学金全額を返還させることができる。

2 前項で返還を求められた者は、請求の翌々月から起算して24か月以内に一括又は割賦にて、全額返還しなければならない。

(奨学金の返還猶予)

第17条 本会は、前条に定めた者が次の各号の一に該当すると認めたときは、奨学金の返還を猶予することができる。

- (1)災害、又は傷病により、返還することが困難になったとき
- (2)やむを得ない事情により返還が著しく困難になったとき
- 2 前条に定めた者が返還猶予を受けようとするときは、奨学金返還猶予願を本会に提出しなければならない。

第3章 雑 則

(権利の帰属)

第18条 給付奨学生が提出した研究レポート等に関する一切の権利は、給付奨学生に帰属するものとする。ただし、本会が事業の報告等に利用するときは、使用できるものとする。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(規程の変更)

第20条 この規程における変更は、理事会の決議により行わなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 公益財団法人国際看護交流協会が定めた奨学金給付規則の規定により現に奨学金の給付をうけている者の2年次は、第4条の規定にかかわらず、公益財団法人国際看護交流協会が定めた金額を給付する。
- 1 この規程は、平成29年11月21日に改正し、同日から施行する。

※ 募集要項・願書等の提出書類は、日本看護協会公式ホームページ
(<https://www.nurse.or.jp/>) よりダウンロードできます。

【応募先・お問合せ先】

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2
公益社団法人日本看護協会 管理部業務2課
奨学金事務局(小倉一春大学院教育(国際看護)担当)
電話番号 03-6704-8802／ファックス番号 03-5778-5601
E-mail: scholarship@nurse.or.jp

【応募書類受付期間】

2025 年 4 月 1 日(火)～4 月 25 日(金) ※必着

個人情報保護について

日本看護協会が奨学金事業に関して取得する個人情報は、本会個人情報保護方針に基づき、本会の奨学金事業に関する業務に限定して使用します。